

入札契約制度の見直しについて

本市（上下水道局を含みます。）が発注する予定価格 250 万円超の建設工事に係る入札契約制度について、令和 7 年 1 月 6 日に見直しの概要をお知らせしましたが、この度詳細がまとまりましたので、改めてお知らせします。

記

1 見直しの方向性

ダンピング受注を防止し、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業者等がその役割を果たし続けるため、入札契約制度の見直しを行い、建設業の担い手確保や地域建設業等の維持、生産性向上につなげ、もって将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業等の発展の実現に向けて取り組む。

2 見直しの具体的な内容

(1) 総合評価落札方式制度改正【資料 1 を参照】

① 対象工事の見直し（低入札価格調査制度対象工事を、原則総合評価落札方式で発注）

・総合評価落札方式の案件が大幅に増加する見込みであることから、経過措置として評価項目を絞った「特別簡易型（Ⅱ型）」を新設します。

・なお、特別簡易型（Ⅱ型）は令和 7 年度から令和 11 年度まで 5 年間を目処として実施します。

注：建築部と上下水道局においては、総合評価落札方式の対象工事の中から令和 7 年度から令和 9 年度までは 5 割程度、令和 10 年度は 3 割程度、令和 11 年度は 1 割程度を特別簡易型（Ⅱ型）で発注します。

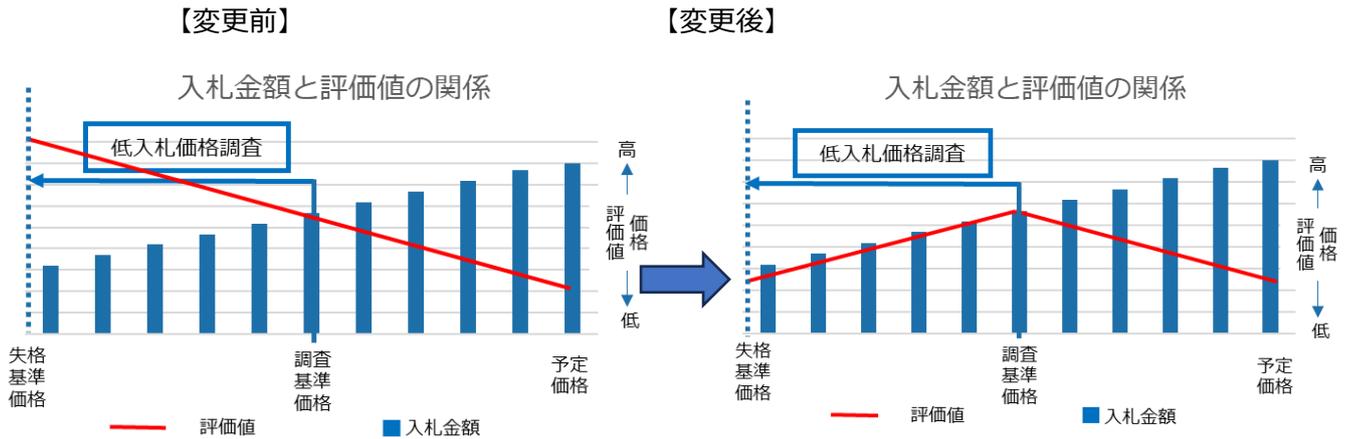
注：建設局においては、既に低入札価格調査制度対象工事全てを総合評価落札方式で発注しているため、経過措置の必要がなく特別簡易型（Ⅱ型）は導入しません。

○特別簡易型（Ⅱ型）の評価項目 ※下表①又は②のいずれかを選択

評価分類	評価項目	評価基準及び配点
企業の施工能力	工事成績評定点	過去5年間の本市発注の同一業種における工事成績評定点の平均点 65点以上 (1点) 65点未満 (0点)
	安全対策の取組	建設業労働災害防止協会への加入 加入している (1点) 加入していない (0点)
配置予定技術者の能力※	①施工経験	過去 1 5年間の国、地方公共団体等発注の同種工事における現場代理人（有資格）、主任技術者又は監理技術者の施工経験（3, 000万円（建築一式は4, 000万円）以上の工事で全期間従事した実績に限る） 1回以上 (1点)
	②工事成績評定点	過去5年間の配置予定技術者が従事した同一業種における工事成績評定点 65点以上 (1点) 65点未満 (0点)
地域貢献度	地理的条件	令和4年度以前から市内業者として登録 (1点)
	市内下請の活用	一次下請に占める市内業者数の割合が60%以上又は市内企業が元請で下請を使用しない (1点)
	資材の市内調達	指定資材を市内業者から調達 建築系は60%以上 (1点)

② 評価値の算出方法の改定

・調査基準価格未満の応札に対し評価値を漸減させる仕組みに変更します。



(2) 低入札価格調査制度改正

① 低入札価格調査を適用する工事費の基準額を引上げ（1.1 億円→1.5 億円）

② 低入札価格調査を経て契約する場合の履行確保措置を追加

【ア～エについては資料 2 を参照】

ア 中間技術検査の追加実施

イ 技術者の増員

ウ 賃金の支払状況報告書の提出

エ 契約保証金の増額（10%以上→30%以上）、違約金の増額（10%→30%）

オ 粗雑履行があった際の入札参加停止期間の延長（3 月→4 月）

③ その他、低入札価格調査に係る事務フロー等の見直し・明確化【資料 2 を参照】

ア 調査書類提出期限の明確化

イ 調査書類様式の見直し

ウ 失格となる判断基準の具体的な例示

エ 「調査辞退」の仕組みの導入

3 日程（予定）

令和 7 年 4 月 1 日以降の発注案件から適用

※入札契約制度については、今後も入札執行状況を検証し必要な見直しを行います。

以上

【資料 1】…各局総合評価ガイドライン

【資料 2】…堺市建設工事低入札価格調査実施要領

（問い合わせ先）

低入札価格調査制度に 関すること	総合評価落札方式に 関すること (建築系工事)	総合評価落札方式に 関すること (土木系工事)	総合評価落札方式に 関すること (上下水道局建設工事)
担当課：財政局契約部 契約課	担当課：建築都市局建築部 建築監理課	担当課：建設局土木部 土木監理課	担当課：上下水道局サービス推進部 事業サポート課
電話：072-228-7472	電話：072-228-7524	電話：072-228-7416	電話：072-250-9139